

町田市市税条例の一部を改正する条例に関する専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成 23 年(2011年) 6 月 8 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

専決処分書

町田市市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

平成23年(2011年)5月20日

町田市長 石 阪 丈 一

町田市市税条例の一部を改正する条例

町田市市税条例（昭和３６年１２月町田市条例第２３号）の一部を次のように改正する。

附則に次の２条を加える。

（東日本大震災に係る雑損控除額等の特例）

第２２条 所得割の納税義務者の選択により、法附則第４２条第３項に規定する特例損失金額（以下この条において「特例損失金額」という。）については、平成２２年において生じた法第３１４条の２第１項第１号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第１８条の規定により控除された金額に係る当該特例損失金額は、その者の平成２４年度以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、平成２３年において生じなかったものとみなす。

２ 前項の規定の適用を受けた所得割の納税義務者の同項の規定により適用される第１８条の規定により控除された金額に係る特例損失金額が平成２４年以後の各年において生じたものである場合における前項の規定の適用については、同項中「平成２３年」とあるのは、「当該特例損失金額が生じた年」とする。

３ 第１項前段の場合において、第１８条の規定により控除された金額に係る特例損失金額のうちに、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第４８条の６第１項に規定する親族の有する法附則第４２条第３項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この条において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の平成２４年度以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、平成２３年において生じなかったものとみなす。

４ 第１項の規定の適用を受けた所得割の納税義務者の同項の規定により適用される第１８条の規定により控除された金額に係る親族資産損失額が平成２４年以後の各年において生じたものである場合における前項の規定の適用については、同項中「平成２３年」とあるのは、「当該親族資産損失額が生じた年」とする。

5 第1項の規定は、平成23年度分の第25条第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第26条第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

（東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

第23条 法附則第56条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

（1）納税義務者の住所及び氏名又は名称並びに当該納税義務者が令附則第33条第

1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

（2）法附則第56条第1項に規定する被災住宅用地の上に平成23年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号

（3）当該年度に係る賦課期日において法附則第56条第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由

（4）その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

2 法附則第56条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る平成24年度から平成33年度までの各年度分の固定資産税については、第62条の規定は適用しない。

3 法附則第56条第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定

被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

- (1) 代表者の住所及び氏名
 - (2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
 - (3) 特定被災共用土地に係る法附則第56条第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
 - (4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合
 - (5) 法附則第56条第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法
- 4 法附則第56条第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた仮換地等（以下この項において「仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

改正後	改正前
附 則 <u>(東日本大震災に係る雑損控除額等の特例)</u> <u>第 22 条 所得割の納税義務者の選択により、</u> <u>法附則第 42 条第 3 項に規定する特例損失金</u> <u>額(以下この条において「特例損失金額」と</u> <u>いう。)</u>については、平成 22 年において生じ <u>た法第 314 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する</u> <u>損失の金額として、この条例の規定を適用す</u> <u>ることができる。この場合において、第 18</u> <u>条の規定により控除された金額に係る当該</u> <u>特例損失金額は、その者の平成 24 年度以後</u> <u>の年度分の市民税に係るこの条例の規定の</u> <u>適用については、平成 23 年において生じな</u> <u>かったものとみなす。</u> <u>2 前項の規定の適用を受けた所得割の納税</u> <u>義務者の同項の規定により適用される第 18</u> <u>条の規定により控除された金額に係る特例</u> <u>損失金額が平成 24 年以後の各年において生</u> <u>じたものである場合における前項の規定の</u> <u>適用については、同項中「平成 23 年」とあ</u> <u>るのは、「当該特例損失金額が生じた年」と</u> <u>する。</u> <u>3 第 1 項前段の場合において、第 18 条の規</u> <u>定により控除された金額に係る特例損失金</u> <u>額のうちに、同項の規定の適用を受けた者と</u> <u>生計を一にする令第 48 条の 6 第 1 項に規定</u> <u>する親族の有する法附則第 42 条第 3 項に規</u> <u>定する資産について受けた損失の金額(以下</u> <u>この条において「親族資産損失額」という。)</u> <u>があるときは、当該親族資産損失額は、当該</u> <u>親族の平成 24 年度以後の年度分の市民税に</u> <u>係るこの条例の規定の適用については、平成</u> <u>23 年において生じなかったものとみなす。</u> <u>4 第 1 項の規定の適用を受けた所得割の納税</u> <u>義務者の同項の規定により適用される第 18</u> <u>条の規定により控除された金額に係る親族</u>	

改正後	改正前
<u>資産損失額が平成 24 年以後の各年において生じたものである場合における前項の規定の適用については、同項中「平成 23 年」とあるのは、「当該親族資産損失額が生じた年」とする。</u> <u>5 第 1 項の規定は、平成 23 年度分の第 25 条第 1 項又は第 4 項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 26 条第 1 項の確定申告書を含む。)</u>に第 1 項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。)<u>に限り、適用する。</u> <u>(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</u> <u>第 23 条 法附則第 56 条第 1 項(同条第 2 項において準用する場合を含む。)</u>の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。 <u>(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称並びに当該納税義務者が令附則第 33 条第 1 項第 3 号から第 5 号まで又は第 3 項第 3 号から第 5 号までに掲げる者である場合にあっては、同条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号又は第 3 項第 1 号若しくは第 2 号に掲げる者との関係</u> <u>(2) 法附則第 56 条第 1 項に規定する被災住宅用地の上に平成 23 年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号</u> <u>(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第 56 条第 1 項(同条第 2 項において準用</u>	

改正後	改正前
<u>する場合及び同条第 6 項(同条第 7 項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定の適用を受けようとする土地を法第 349 条の 3 の 2 第 1 項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由</u> <u>(4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項</u> <u>2 法附則第 56 条第 1 項(同条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る平成 24 年度から平成 33 年度までの各年度分の固定資産税については、第 62 条の規定は適用しない。</u> <u>3 法附則第 56 条第 4 項に規定する特定被災共用土地(以下この項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者(以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が毎年 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</u> <u>(1) 代表者の住所及び氏名</u> <u>(2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途</u> <u>(3) 特定被災共用土地に係る法附則第 56 条第 3 項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途</u> <u>(4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合</u> <u>(5) 法附則第 56 条第 3 項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定め</u>	

改正後	改正前
<u>た割合及び当該割合の算定方法</u> <u>4 法附則第 56 条第 9 項の規定により特定被災共用土地とみなされた仮換地等(以下この項において「仮換地等」という。)に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。</u>	

町田市市税条例の一部を改正する条例（専決処分）の概要

平成 23 年 6 月

改正事項	改正の概要		施行期日	条例該当条文
	改正前	改正後		
第 1 個人住民税 雑損控除の特例		東日本大震災により受けた住宅や家財等に係る損失の雑損控除について、平成 23 年度での適用を可能とする。（本来は平成 24 年度で適用）	平成 23 年 5 月 23 日	附則第 22 条 法附則第 42 条
第 2 固定資産税・都市計画税 被災住宅用地の特例等		東日本大震災により滅失・損壊した住宅の敷地の用に供されていた土地について、被災後 10 年度分（平成 33 年度まで）について、住宅用地とみなして軽減する等の特例措置について、申告手続きを定める。	平成 23 年 5 月 23 日	附則第 23 条 法附則第 56 条